　千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第１６条第１項の規定による協力に関する規則をここに公布する。

　　令和５年６月１６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉県公安委員会委員長　　羽　田　　　　明

千葉県公安委員会規則第８号

　　　千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第１６条第１項の規定による協力に関する規則

　（趣旨）

第１条　この規則は、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和３年千葉県条例第５５号。以下「条例」という。）第１６条第２項の規定により、同条第１項の規定による公安委員会の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

　（協力）

第２条　公安委員会は、条例の施行に必要な限度において、条例第１６条第１項の規定による協力を行うものとする。

　（公安委員会が提供する条例第１３条第１項の通知に係る情報等）

第３条　条例第１６条第１項の規定により提供する知事が条例第１３条第１項の規定による通知を行う上で必要となる条例第２条第８号に規定する違反者に関する情報は、次の各号に掲げる情報とする。

　（１）氏名及び住所

　（２）違反に係る車両の自動車登録番号その他これに類する標識の番号

　（３）違反又は事故の種別

　（４）違反に係る日時及び場所

　（５）事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

２　条例第１６条第１項の規定により提供する知事が条例第１４条第１項の規定による通知を行う上で必要となる条例第２条第８号に規定する違反者に関する情報は、次の各号に掲げる情報とする。

　（１）前項第３号及び第４号に掲げる情報

　（２）違反に係る飲酒をした日

　（３）違反に係る飲酒をした飲食店の名称及び所在地

　（４）前号の飲食店を設けた飲食店営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

　　　附　則

　この規則は、令和５年６月２８日から施行する。